

報道関係各位

「包括的性教育」推進を目指し提言書を発表

子どもたちが、性や妊娠に関する適切な知識を義務教育で学ぶ必要性を訴える

日本財団（東京都港区、会長 笹川陽平）は、予期せぬ若年妊娠などを減らし、子どもや若者が「性」に関する学習を通して、生殖や性的行動の知識を学ぶだけでなく、人権の尊重や多様性への肯定的な価値観を育むことのできる「包括的性教育の推進に関する提言書」を8月12日に発表しました。

2023年4月のこども家庭庁創設に向け、子ども・子育て当事者の視点に立った、こどもの権利を基盤とした政策立案が必要となる中、現状の日本の中学校学習指導要領では、「妊娠の経過（性交）は取り扱わない」とする「はじめて規定」により、子どもたちが性や妊娠出産に関する正しい知識を学ぶ機会が不足しています。

本提言書には、予期せぬ妊娠を経験した当事者の声（[提言書 P.23 参照](#)）等も反映した、①教育内容の改善、②包括的性教育が実践できる環境づくりの2つの側面からの提言が盛り込まれています。

■子どもをめぐる、性に関する知識不足が引き起こす問題

日本における児童虐待死亡事例の半分は0歳児となっており、厚生労働省による令和3年8月「[子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について](#)」によると、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に発生した子ども虐待による死亡事例72例のうち、11例（約39%）が0歳0か月でした。この11例のうち生みの母親にとって予期せぬ妊娠であったケースが約63%と高い割合を占めます。更に、実母年齢の割合では、19歳以下が28.8%（[提言書 P.21 参照](#)）と最も高く、思いがけない妊娠を防ぐためにも、まずは子どもたちに性に関する正しい知識が体系的に備わっていることが重要です。

■性と妊娠にまつわる有識者会議座長 佐藤 拓代氏からのコメント(抜粋)

性行為により、生き物が次の世代に命をつなぐことは自明の理です。しかし、日本に生きる我々は、教育において妊娠～出産の具体的な行為をよく学んでいません。性に対する好奇心と衝動が高まっても、ジェンダーとして相手を尊重することもよく知らず、ネット等から得る情報とのギャップが大きく、予期せぬ妊娠の相談窓口には、妊娠したことを男性に告げると連絡がとれなくなったという相談が多く寄せられます。

今回、さまざまな立場の委員が性と妊娠にまつわる有識者会議に集まり、さらに子どもたちの声を直接聞く機会を持つことが出来ました。今回とりまとめた本提言により、我が国のいかなる子どもたちにも、包括的性教育が提供されることを願ってやみません。



なお、提言書の全文は以下の URL または二次元バーコードよりご覧いただけます。

https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/08/new_pr_20220812_01.pdf

<本件のお問い合わせ先>

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル

TEL: 03-6229-5131 FAX: 03-6229-5130 E-mail: pr@ps.nippon-foundation.or.jp

広報担当：日本財団 経営企画広報部 広報チーム 勢川（070-3545-7815）

事業担当： " 公益事業部 国内事業開発チーム 中井（070-4560-5407）

性と妊娠にまつわる有識者会議

(敬称略、50音順、下線は座長)

<委員>

安達 知子 公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事
 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院 院長
 今村 優子 特定非営利活動法人 日本医療政策機構 マネージャー
 尾木 直樹 法政大学 名誉教授、臨床教育研究所「虹」所長、教育評論家
 川松亮 明星大学 教授
 木戸口 結子 バイエルホールディング株式会社 執行役員 広報本部長
 笹川 陽平 公益財団法人 日本財団 会長
 佐藤 拓代 公益社団法人 母子保健推進会議 会長、一般社団法人全国妊娠 SOS ネットワーク代表理事
 島田 真理恵 公益社団法人 日本助産師会 会長
 自見 はなこ 自由民主党 参議院議員 (前厚生労働政務官)
 染矢 明日香 特定活動非営利法人 ピルコン 理事長
 土屋 麻由美 特定非営利活動法人ピッコラーレ 副代表

【開催経緯】

開催日時	主な議題／ゲストスピーカー
第1回 2020年10月29日	性と妊娠にまつわる社会課題
第2回 2021年1月15日	性教育に関する厚生労働省の最近の取組 妊娠SOS窓口運営から見る性教育の必要 若者向けの性教育の不足について 委員会の方向性とスケジュール
第3回 2021年4月8日	国外の性教育について ドイツとフランスの性教育の現状と国内の性教育について 国内の性教育の課題について インタビューの調査候補先、アンケート調査について
第4回 2021年6月7日	事例インタビュー調査の結果報告 提言書骨子素案について 今後の調査見通しと次回日程について
第5回 2021年7月27日	提言書案について 日本財団の今後の事業の方向性について
第6回 2021年9月29日	提言書案について

■提言書の内容 (抜粋)

教育内容の改善：学習指導要領における「はどめ規定」、「はどめ措置」の撤廃・見直しを (提言 i)

「はどめ規定」は、中学校学習指導要領「保健体育」保健分野において「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし妊娠の経過は取り扱わないものとする。」との記載があり、性交について言及することが認められていません。学習指導要領は教育内容を制限するものではありませんが、過去の性教育バッシング(※)により学校現場が委縮し

ている状態にあることを踏まえると、教職員が学習指導要領に外れてはいないかと不安を持つことは容易に想定されます。

また、文部科学省による検定を経る教科用図書は学習指導要領の内容に準拠している必要があることから、教科用図書を用いて授業を行うことが基本となっている日本の教育現場では、まず学習指導要領における「はじめ規定」の撤廃・見直しをする必要があると考えます。

※東京都立七生養護学校（現・七生特別支援学校）で行われていた「こころとからだの学習」に対する都議の介入と教員の処分（2003年）や足立区の区立中学校で行われていた性教育の授業が「不適切な性教育」として東京都議会本会議に取り上げられました（2018年）。

教育実践のための環境づくり：包括的性教育を受ける子どもを取り巻く環境改善と、すべての大人の態度やアクションが変わるための啓発機会を（提言x）

学校では、子ども間の性的問題だけでなく、性以外も含めたいじめや暴力、差別的行為が起きています。また、社会問題化しているブラック校則については、「下着の色は白だけ」「下着チェック」などの人権侵害が起きているものが含まれます。このような学校環境において、平等や互いを尊重しあう等人権的アプローチを核とする包括的性教育が実践され、かつ子どもが十分に納得して知識を習得し行動変容が起きるのかどうか懸念があります。子どもの権利が保障されているか、各学校現場で、各教職員一人一人による見直しが進み、子どもを取り巻く学校環境が変容することが期待されます。具体的には、国や自治体においても講演会等を開催する等、包括的性教育に関する知識に加え、態度やアクションが変わるための啓発の資料や場を提供することが望ましいと考えます。